

さが農林漁業働く環境 サポート補助金

農林漁業
を応援！



移動式トイレや更衣室の導入、休憩室の設置、外国人を受け入れるための社員寮の改修など、農林漁業の働く環境の改善の取り組みに必要な経費の一部を支援します！

申請受付期間

令和7年5月7日(水)～6月9日(月)消印有効

二次募集期間 令和7年7月1日(火)～8月4日(月)(一次募集で目標数に達しなかった場合)

補助金概要

対象 県内農林漁業者等

補助率 3分の2以内

補助金額 30万円(下限)～500万円(上限)

要件 事業実施年までに常時使用する従業員が2名以上ある者かつ以下の①から③のいずれかに該当する者。または④に該当する者。

- ①令和6年1月～申請時の前月までの連続する3ヶ月又は1年間の合計売上高が令和3年1月～令和5年12月までの連続する同3ヶ月又は1年間の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ②令和6年1月～申請時の前月までの連続する3ヶ月又は1年間の合計粗利益額が令和3年1月～令和5年12月までの連続する同3ヶ月又は1年間の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること
- ③令和6年1月～申請時の前月までの連続する3ヶ月又は1年間の合計生産原価が令和3年1月～令和5年12月までの連続する同3ヶ月又は1年間の合計生産原価と比較し4%以上増加していること
- ④申請時に開業1年3ヶ月未満の場合、以下のいずれかに該当する者
 - (ア)農業者においては、市町等が認定する農業経営改善計画又は青年等就農計画において、2名以上の雇用を導入する計画となっていること
 - (イ)林業者又は森林組合においては、申請時までに2名以上の雇用の実態があること
 - (ウ)漁業者においては、申請時までに2名以上の雇用の実態がある又は2名以上雇用を導入する計画となっていること

※採択者は審査の上、決定します。申請により補助金交付が約束されるものではありません。

◆補助金活用例



作業場への
空調の設置



洋式トイレへの改修



社員寮の改修



移動式トイレ・更衣室の導入

【お問い合わせ先及び申請書提出先(事業の実施者)】

一般社団法人 佐賀県農業会議

〒849-0925 佐賀県佐賀市八丁畷町8-1 ☎ 0952-20-1810

佐賀県農業会議

<https://www.sanoukai.jp/>



補助対象となる経費

経費区分	内容
備品費	①専ら本補助事業(多様な人材確保のための環境整備)のために使用される備品の購入に要する経費 ②①の購入時に同時に購入する消耗品等(購入する量は必要最低限にとどめること)や、一体で行う工事、据付け又は運搬に要する経費
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(テレワーク環境を整備するために専門業者を活用する場合等、自ら実行することが困難な業務に限る。)
外注費 (工事費)	上記に該当しない経費であって、建築(改修)工事や機械改良工事等事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費(事業所等の改装や車両の改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。)
借料	事業遂行に直接必要な機械・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
その他	上記に掲げるもののほか、会長が事業実施のために、特に、必要と認める経費

取り組み事例

- ・暑熱、酷寒対策のための休憩室、作業場等の整備やエアコン、スポットクーラーの導入
- ・屋外作業のための移動式トイレの導入
(移動式トイレ車両等、専ら補助事業のために使用することが認められる場合を除く)
- ・女性従業員の専用施設(トイレ、更衣室、休憩室等)の整備
- ・身体的負担軽減のための従業員用トイレの改修
- ・社員寮や外国人宿舍とするための空き家の改修
- ・外国人宿舍等のWi-Fi整備

補助対象とならない経費

- ・事務所等に係る家賃等経費及び電話やインターネット利用料金等の通信費等
- ・旅費、商品券等の金券等
- ・肥料、農薬などの原材料費及び消耗品代等
- ・収入印紙、公租公課(消費税、自動車税等)、各種保険料及び手数料等
- ・自動車、機器類等の修理費等
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・事務用のパソコン、プリンタ等の汎用性があり、目的外使用になり得るもの
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された見積合わせを行っている場合は除く。)
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費